公有財産貸付（堺市総合防災センター売店設置運営）仕様書

１　所在地等

所在地　　堺市美原区阿弥１２９番４
　　堺市総合防災センター防災啓発施設１階の一部
使用面積　　売店　１４．４８㎡

２　使用用途

施設利用者及び職員が利用する売店を設置運営し、飲食物の販売を行う。また、物品販売については、防火・防災に係る物品に限り販売ができるものとする。

※　飲食物の販売にあっては、食品衛生法に係る飲食店営業許可業種にあたらない営業形態を取ること。設置運営事業者（以下「事業者」という。）の負担において、飲食店営業許可が取得できるよう改修等を行う場合はこの限りではない。

３　貸付期間

令和９年５月１日から令和１０年４月３０日までとします。なお、貸付の期間には、原状回復に要する期間を含むものとします。

貸付期間満了後、引き続き物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の６か月前までに本市と協議してください。本市が貸付の再契約を行って支障がないと認めたときは、貸付の期間を１年とする再契約を本市と締結することができます。ただし、当初の貸付開始日（令和９年５月１日）から５年を超えることはできません。（最長令和１４年４月３０日まで。）

４　貸付料の納付

貸付料は支払回数を年２回とし、次に定めるとおり本市の発行する納入通知書により納付してください。なお、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日等の場合は、直前の金融機関営業日を納付期限とします。

期　　間	支　払　金　額	納　付　期　限
５月～１０月	貸付料（月額）×６（月）	４月３０日
１１月～４月	貸付料（月額）×６（月）	１０月３１日

５　経費の負担

下記の費用については、事業者において負担してください。なお、通信回線等を設ける場合は事前に本市と協議したうえで、設置費用や通信料等すべての費用を事業者において負担してください。

⑴ 電気料金・水道料金

個別に設置した計量器により毎月測定した使用量に基づき算出した料金を、別途本市が発行する納入通知書により、納期限までに納入してください。

(2) 営業のために必要な各種手続きに要する一切の費用

(3) 設備、備品等

陳列棚・冷蔵庫等の機器・その他必要な備品等については、事業者の費用負担により用意すること。

(4) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用（事前に書面により本市の承認が必要）

(5) 店舗内清掃、ごみ処理等に係る経費及び、防虫防鼠、消毒等の衛生管理に係る経費

６　使用条件等

(1) 営業時間等

堺市総合防災センター開館日を考慮のうえ事業者が提案し、本市と協議のうえ決定します。

(2) 閉館日

ア　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日であるときは、その翌日）

イ　毎月の第３火曜日

ウ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

ただし、当市が必要と認めるときは、上記に定める日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を設けることができることとし、庁舎の維持管理に係る点検や修繕等、節電等、本市の施策方針に対しては、最大限の協力（休業も含む）をしてください（その場合の休業補償等は行いません）。

なお、上記については、賃貸借契約日までに、本市の方針により変更となる場合があります。

(3) 提供メニュー及び提供価格等

飲料類の提供を必須とし、販売物品及び販売価格は、標準販売価格（定価）の範囲内で運営事業者が定めます。ただし、タバコ、アルコール類、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等の販売は禁止とします。

(4) 衛生管理

清潔保持及び衛生管理に十分注意を払ってください。食品衛生法上の発生事案については、すべて運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに本市へ報告してください。

また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行ってください。

(5) 販売商品等の搬入・搬出について

販売商品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ本市の指示を受けた方法とします。

(6) 事故等への対応

事故等の防止を徹底してください。万一事故等が発生した場合には、すべて事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに本市に報告してください。

(7) 利用者からの要望への対応等

利用者からの要望等には、事業者が責任をもって対応すること。また、要望内容等を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じて本市と協議の場をもってください。

(8) 営業状況等の報告

毎月の収支及びその他本市が求める報告について提出してください。

７　賃貸借契約の解除、または変更

本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約の解除、または変更をすることができることとします。この場合において、第２号から第６号までのいずれかに該当することにより当該契約の解除又は変更をしたときは、事業者は、当該契約の解除又は変更によって生じた損失の補償を本市に請求することはできません。

(1) 本市において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 本市に納入すべき貸付料及び光熱水費等を延滞し、相当なる期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。

(3) 応募資格の詐称その他不正な手段により入札に参加したとき。

(4) 貸付要領、仕様書、賃貸借契約書の各条項に違反したとき。

(5) 事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第３条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(6) 財産状況の悪化や監督官庁からの営業停止等の処分を受けるなど、著しく信用が失墜したと認められるとき。

８　原状回復

貸付期間が満了したとき、又は当該契約が解除されたときは、事業者は自らの費用で、本市の指定する期日までに貸付物件を速やかに原状に回復させてください。設備・備品等についても、事業者の費用で撤去してください。ただし、本市が特に承認したときはこの限りではありません。

なお、本市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用を事業者の負担とします。この場合、事業者は何らの異議を申し立てることはできません。

９　損害賠償

事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部または一部を滅失又は棄損したときは、当該滅失または棄損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはなりません。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

また、事業者は、貸付要領及び仕様書、賃貸借契約書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはなりません。

10　法令の遵守

運営にあたっては、関係法令及び関係規定を遵守してください。

11　その他

契約書及び仕様書等に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、本市と事業者が協議して定めるものとします。

以下余白